船舶事故調査報告書

平成２２年１２月２日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　横 山 鐵 男（部会長）
委　　員　山 本 哲 也
委　　員　根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成２２年８月１日　１８時５５分ごろ
発生場所	山口県長門市今岬（いまみさき）沖　今岬灯台から真方位０６８°１，５００m付近 （概位　北緯３４°２５．３′　東経１３１°０８．８′）
事故調査の経過	平成２２年８月２日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 機関、出力、進水等	Ａ　漁船　旭（あさひ）丸、１４．９８トン ＹＧ２－６９６９（漁船登録番号）、有限会社五嶋水産 １６．３２m（Lr）×３．４５m×１．２０m、ＦＲＰ ディーゼル機関、漁船法馬力数１６０、昭和５５年７月１７日 Ｂ　漁船　吉祥（きっしょう）丸、７．８９トン ＹＧ２－６８５２（漁船登録番号）、個人所有 １１．７８m（Lr）×２．６６m×０．９４m、ＦＲＰ ディーゼル機関、漁船法馬力数７０、昭和５３年６月
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ　男性　７４歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免 許 登 録 日　昭和５０年２月１８日 免許証交付日　平成２２年７月１２日 （平成２８年３月１日まで有効） Ｂ　船長Ｂ　男性　７３歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免 許 登 録 日　昭和４９年１２月２０日 免許証交付日　平成２１年１月１５日 （平成２６年７月１９日まで有効）
死傷者等	負傷　１人（船長Ｂ）
損傷	Ａ　船首部ペイント剥離 Ｂ　右舷船首部破損
事故の経過	Ａ船は、船長Ａほか５人が乗り組み、約１０ノット（kn）の速力で東南東進中、操船に当たっていた船長Ａが、今岬沖に錨泊中のイカ釣り漁船５～６隻を認め、速力を約６kn に減速し、漁船群を右舷側に見るように避航した。 船長Ａは、漁船群を避けたあと、長門市仙崎漁港に向けて針路を南東とし、前路で錨泊中のＢ船に気付かずに航行中、平成２２年８月１日１８時５５分ごろＡ船の船首部とＢ船の右舷船首部が衝突した。

	Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、今岬沖で船首をほぼ西に向けて錨泊し、船長Ｂは、操舵室の後方で下を向いて操業の準備を行っていたところ、至近に迫ったＡ船に気付き、大声で叫んだが両船が衝突した。 　船長Ｂは、衝突の衝撃で左腰部打撲及び左前腕裂創を負ったが、Ａ船に死傷者はなく、両船とも自力で帰航した。	
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　西、風速　約３m/s、視界　良好 海象：波高　約０．５ｍ	
その他の事項	Ａ船は、事故当時、船長Ａが単独で操船に当たり、他の乗組員は甲板上で漁獲物の選別作業や漁具の片付け等を行っていた。 　船長Ａは、錨泊中の漁船群を避航したので安心し、他の漁船はいないと思い航行していた。 　Ｂ船は、事故当時、錨泊中を示す黒色球形形象物を掲げていなかった。 　当日の発生場所付近の日没は、１９時１８分ごろであった。	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	Ａ船は、今岬沖を南東進中、船長Ａが、錨泊中の漁船群を避航したことから、他の漁船はいないものと思い込み、適切な見張りを行わなかったため、前路で錨泊中のＢ船に気付かずに航行したものと考えられる。 　Ｂ船は、錨泊中、船長Ｂが、操舵室後方で操業の準備を行っていたため、Ａ船の接近に気付くのが遅れたものと考えられる。
原因	本事故は、今岬沖において、Ａ船が南東進中、Ｂ船が錨泊中、船長Ａが適切な見張りを行わなかったため、Ｂ船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	